

# 栄区囲碁普及会ホームページ運用ガイドライン

## 1 趣旨

本ガイドラインは、栄区囲碁普及会（以降、本会と略称することがある）のホームページを公開するにあたり、必要なガイドラインを設け、栄区囲碁普及会ホームページ（以降、ホームページをHPと略称することがある）の適正な管理運営に必要な事項を定めるものとする。

## 2 ホームページ公開の目的

本会ホームページは以下の3つのことを目的とする。

- (1) 栄区囲碁普及会の活動を広く紹介し、囲碁普及を促進すること。  
また、小中学校等での囲碁普及活動を紹介し、子供への囲碁普及を進めること。
- (2) 本会囲碁教室の受講生に適切な情報を提供して、受講生の棋力向上を計ること。
- (3) 会員専用ページを設け、インストラクターが効果的、効率的に普及活動を出来るように情報を提供すること。

## 3 ホームページ運営組織

- (1) 本会のホームページ運営組織は以下のとおりとする。
  - ・正副会長会
  - ・HP 運営委員会
  - ・HP 情報更新担当者
  - ・新規 HP 情報掲載提案者
- (2) 正副会長会  
正副会長会は新規情報及び更新情報の本会ホームページへの掲載の可否を決裁し、本会ホームページに掲載された全ての情報について責任を負うものとする。  
又、正副会長会はホームページの円滑な運営のため、委員長と複数名の委員からなるHP運営委員会を設置する。委員長はHP担当幹事となり、委員はHP運営委員会が指名し、正副会長会が承認する。
- (3) HP 運営委員会  
HP 運営委員会の任務は以下のとおりとする。
  - ・本ホームページの目的に沿う方向でのホームページ活用の企画立案。
  - ・定期的なホームページ情報更新のサポート  
(情報更新担当者への更新情報提供の催促等)
  - ・新規 HP 情報掲載提案者へのサポート
  - ・ホームページ情報更新、新規ホームページ作成の実施
  - ・HP 運営委員の指名

(4)HP 情報更新担当者

HP 情報更新担当一覧に記載されている HP 情報更新担当者は本一覧に記載されているホームページ更新情報を正副会長会及び HP 運営委員会に提供する。

(5)新規 HP 情報掲載提案者

本会会員は本ホームページの目的に沿う方向で積極的にホームページへの新規情報掲載を提案する。

## 4 ホームページの内容

本会のホームページの内容は公開ページと会員専用ページの2つからなる。

(1)公開ページ

インターネットにアクセスできる全ての人に公開しているページ。掲載内容の概要は以下のとおりとする。

- ・時系列で掲載する本会のニュース・イベント
- ・入門・初級コース3教室と上達コース4教室の教室案内  
(場所、開催曜日・時間、講座内容等)
- ・7教室の写真による教室紹介
- ・受講生向けの情報
  - \* 受講生のしおり(棋道の精神)、囲碁マナーの基本マニュアル、段・級位認定基準
  - \* 教室スケジュール
  - \* ウォーミングアップ問題(詰碁、手筋問題等)但し、ウォーミングアップ問題ページは上達コース4教室毎のユーザ名/パスワードを入力する必要があります。
- ・子供普及活動の紹介
- ・栄区囲碁普及会の紹介
  - \* 会長メッセージ
  - \* 年間スケジュール
  - \* 栄区囲碁普及会の紹介  
会則、会員証、歴史、組織図、活動体系図、ホームページ運用ガイドライン
- ・栄区囲碁団体広報誌「さかえの石音」
- ・本会教室受講の申し込み・問合せ

(2)会員専用ページ

栄区囲碁普及会の会員専用のページで、インストラクターに有用な資料を提供する。本ページに入るには会員専用のユーザ名/パスワードを入力する必要があります。掲載内容の概要は以下のとおりとする。

- ・全般
  - 会員名簿、役員一覧、総会資料、幹事会議事録を掲載
- ・インストラクター・審判員
  - インストラクターの心得、審判員の心得と役割等を掲載
- ・認定会
  - 入門・初級コースと上達コースの認定会の年度累計結果を掲載
- ・受講生数とインストラクター数
  - 受講生数は年度の期初数と期末数、インストラクター数は期初数を掲載
- ・ホームページ
  - HP 情報更新担当一覧、更新履歴

## 5 ホームページ掲載の手順

ホームページ掲載の手順は以下のとおりとする。

### (1) ニュース・イベント(年間スケジュール以外)の掲載手順

ニュース・イベントのホームページ掲載は月一回の正副会長会の決裁では時期的に遅れるので以下の手順とする。

#### ① 新規 HP 情報掲載提案者の手続き

月日、1 行のニュース・イベントの内容及び添付資料(あれば)をメールで正副会長会と HP 運営委員会のメンバーに送付して、ニュース・イベント HP 掲載申請を行う。

#### ② 正副会長会のメンバーの対応

掲載内容に問題が無ければ掲載 OK のメールを返信する。

異議があれば、問題点を指摘したメールを返信する。

#### ③ 掲載 OK の判断

ホームページ情報掲載申請メール後、まる 1 日経っても異議メールがない場合は掲載 OK と判断する。

#### ④ 異議メールがあった場合の処置

ホームページ情報掲載申請者と異議返信者との間で調整して、調整が済んだ場合は掲載する。つかない場合は掲載しない。その問題について正副会長会で議論し今後の方針を決める。

### (2) ニュース・イベント(年間スケジュール)の掲載手順

初回のニュース・イベント(年間スケジュール)のホームページ掲載手順は上記と同様とするが、2 回目以降のホームページ掲載体裁は初回と同様とするので掲載手順において正副会長会の承認は不要とする。

#### ① ニュース・イベント(年間スケジュール)情報更新担当者の手続き

月日、1 行のニュース・イベントの内容及び添付資料(あれば)をメールで正副会長会と HP 運営委員会のメンバーに送付して、ニュース・イベント(年間スケジュール)の HP 掲載を依頼する。

### (3) ニュース・イベント以外の更新情報の掲載手順

正副会長会の承認を必要とする更新情報の場合

#### ① HP 情報更新担当者の手続き

ホームページ更新情報をメールで正副会長会と HP 運営委員会のメンバーに送付して、ホームページ情報更新申請を行う。

#### ② 正副会長会の対応

月 1 回の正副会長会でホームページ更新情報の確認を行い、掲載の決裁を行う。ホームページ更新情報掲載決裁の結果を HP 運営委員会にメールで通知する。

但し、以下の情報更新についてはメールでの承認とする。1 日経っても異議メールがない場合は掲載 OK と判断する。

総会で承認された会則／総会資料／役員一覧、幹事会議事録、会員名簿

正副会長会の承認を必要としない更新情報の場合

#### ① HP 情報更新担当者の手続き

ホームページ更新情報をメールで正副会長会と HP 運営委員会のメンバーに送付して、ホームページ情報更新を依頼する。

なお、正副会長会承認の要/不要は HP 情報更新担当一覧に記載されている。

#### (4) ニュース・イベント以外の新規情報の掲載手順

##### ① 新規 HP 情報掲載提案者の手続き

- ・HP 運営委員会との調整  
ホームページ新規情報の内容を HP 運営委員会に説明し、技術的な問題を含めて、内容に問題ないかを詰めておく。(メールでの調整も可能)
- ・月 1 回の正副会長会で説明し、ホームページ掲載の承認を得る。
- ・HP 新規情報掲載に向けて、HP 新規情報掲載提案者、HP 運営委員会及びその他関係者が具体的なアクションを取る。

#### (5) ウォーミングアップ問題の掲載手順

掲載情報が決まっていること、情報更新の頻度が多いことから正副会長会の承認を必要としないものとする。情報の流れはウォーミングアップ問題作成者⇒教室チーフ、サブチーフ、ウォーミングアップ問題解説担当へのレビュー依頼⇒HP 掲載担当への掲載依頼 とする。

## 6 個人情報等の取り扱い

### (1) 公開ページ

- ・個人を特定できる情報は原則として掲載しないこととする。  
個人情報にあたる情報は氏名、住所、生年月日、電話番号等をいう。
- ・写真等についての取り扱い  
写真を掲載する場合は、原則として本人および保護者に同意を得るものとする。  
ただし、集合写真や活動風景写真などの遠景撮影や、サイズの縮小等により配慮した場合は同意を得る必要はないものとする。
- ・著作権に抵触しない配慮をする。

### (2) 会員専用ページ

公開ページと基本的に同様であるが、囲碁普及活動をする上で必要な範囲内で個人情報の掲載はあり得るものとする。

## 7 ユーザ名/パスワードの変更

### (1) ユーザ名/パスワードの変更頻度

ユーザ名/パスワードの変更は少なくとも年 1 回、実施するものとする。

- ・会員専用ページのユーザ名/パスワード
- ・ウォーミングアップ問題ページのユーザ名/パスワード

### (2) ユーザ名/パスワードの通知方法

全てメールで通知するものとする。紙ベースでは行わないものとする。

## 8 掲載情報に対する指摘への対応

閲覧者又は関係者から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、速やかに HP 運営委員会と正副会長会で協議した後、適切な措置を講じることとする。

## 9 ガイドラインの明示

(1)本ガイドラインは、公開の「栄区囲碁普及会の紹介」ページ上に掲載する。

(2)本ガイドラインは、会員への周知徹底に努める。また、修正の必要が生じた場合は、ただちにガイドラインの修正を行い、修正後は会員への周知徹底を図る。

本ガイドラインは、平成26年7月5日から施行する。

平成27年11月27日改訂